

各種確定申告相談 【税務署が開設する申告相談会場】

管轄税務署	場 所	地震などで家屋や家財などに被害を受けた方の申告相談	平成30年分確定申告相談	税理士会による無料相談
熊本西税務署 (中央・西・南・北区)	熊本地方合同庁舎B棟2階 (西区春日2-10-1) ※駐車場に限りがありますので、公共交通機関をご利用ください。	2月4日(月)～ 15日(金) (土・日、祝日を除く)	2月18日(月)～ 3月15日(金) ※土・日を除く。 ただし2月24日(日)、 3月3日(日)は開設。	2月12日(火)～ 15日(金)
熊本東税務署 (東区)	火の国ハイツ2階 (東区石原2-2-28) ※2月4日～3月15日は熊本東税務署内では申告相談を行いません。			

時 間 受付:午前9時～午後4時

持参物 熊本国税局ホームページをご覧くださいか、最寄りの税務署へお尋ねください

熊本西税務署 ☎096-355-1181

熊本東税務署 ☎096-369-5566

※音声ガイダンスに従い番号を選択してください。



確定申告の作成は国税庁ホームページで

国税庁ホームページ「確定申告等作成コーナー」で申告書などが作成できます。作成した申告書は、電子申告(e-Tax)や郵送で提出できます。申告相談会場は大変混雑するので、国税庁ホームページからが大変便利です。

確定申告会場でマイナンバーカード申請ができます



写真代無料

写真をその場で無料撮影し、そのままカードの申請までできます。

期 間 2月18日(月)～3月15日(金) ※土・日を除く。

時 間 午前10時～午後4時 ※正午～午後1時を除く。

場 所 西税務署、東税務署(火の国ハイツ)

持参物 マイナンバー通知カード

(地域政策課 ☎096-328-2067)

確定申告書などにはマイナンバーの記載が必要です

社会保障・税番号制度の導入に伴い、平成28年分の申告書などからマイナンバーの記載が必要となりました。

マイナンバーを記載した申告書などを税務署へ提出する際には、申告される本人の本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。なお、自宅などからe-Taxで確定申告書などを送信する際には、本人確認書類の提示または写しの添付が不要ですので、ぜひ、e-Taxを利用ください。

配偶者控除および配偶者特別控除の適用要件が改正されました

配偶者控除の額が改正されるとともに、合計所得金額が1,000万円を超える居住者は、配偶者控除の適用はできないとされました。また、配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額の上限額が76万円未満から123万円以下に変更となり、その控除額も改正されました。

いつでもどこでもスマホで申告

平成31年1月から、スマートフォン(以下「スマホ」)で所得税の確定申告書を作成し、e-Taxで申告することができます。また、給与所得者(年末調整済み)で、医療費控除またはふるさと納税などの寄附金控除を適用して申告する方は、スマホ専用画面を利用いただけますので、大変便利です。スマホからe-Taxで申告するためには、事前に税務署で職員と対面による本人確認を行った後に発行されるIDとパスワードが必要です。

※申告に必要な書類など詳しくは、熊本国税局ホームページ(<https://www.nta.go.jp/about/organization/kumamoto/index.htm>)または最寄りの税務署にお尋ねください。

確定申告書の作成の際には「住民税・事業税に関する事項」の記載を忘れずに

16歳未満の扶養親族や配当割額控除額など該当があれば、必ず記載してください。記載がない場合は、市県民税が正しく計算されない場合があります。

住民税・事業税に関する事項		所得	天引き負担	課税の場面の区分	課税標準額	課税額	控除額	納税額
住民税	個人							
住民税	法人							
事業税	個人							
事業税	法人							

※A様式の場合は住民税に関する事項

●ふるさと納税など寄附金税額控除がある方

「寄附金税額控除」欄に記載するとともに確定申告第二表中「所得から差し引かれる金額に関する事項」の「寄附金控除」欄に寄附先の所在地・名称、寄附金額を正確に記載してください。

●給与、公的年金などの所得があり、かつそれ以外の所得がある方

給与・公的年金など以外の所得に係る市県民税について個人で納付を希望する場合は、「自分で納付」欄に丸を記載してください。記載がない場合は、「給与から差引き」となります。

詳しくは、区役所税務課へ。

償却資産の申告は1月31日(木)までに

平成31年1月1日現在、市内に償却資産(構築物、機械、工具・器具・備品、船舶などの事業用資産)をお持ちの方(法人、個人)は、法定申告期限の1月31日(木)までに、「償却資産申告書」を課税管理課または区役所税務課へ提出してください。

申告書には、所有する資産の多少にかかわらず、減価償却済の資産も含めて記入してください。

主な償却資産	内容
構築物	駐車場などの舗装、緑化設備、外構、ビニールハウス、コンテナハウス※など
機械・装置	製造加工機械、機械式駐車場、土木建設機械、太陽光発電設備など
車両・運搬具	大型特殊自動車(ロードローラーなど)
船舶	漁船、作業船、モーターボートなど
工具・器具・備品	エアコン、パソコン、ロッカー、コピー機など

※コンテナハウスは、家屋として一定の要件に該当する場合、家屋として固定資産税がかかります。

マイナンバーの記入と本人確認について

平成28年1月からマイナンバーを利用した行政手続きの開始により、償却資産申告においてもマイナンバーの記入をお願いします。

なお、申告書提出の際は、番号法第16条の規定に基づくマイナンバーの確認と本人確認を行います。

詳しくは、市ホームページをご覧ください。

詳しくは、課税管理課 償却資産班(☎096-328-2195)へ。